

陸上自衛隊仕様書

名称	発電機レンタル	調達要求書番号
		作成年月日
		作成部隊

令和7年5月16日

第5施設団本部付隊

1 総則

本仕様書は、陸上自衛隊第5施設団が訓練において使用する発電機のレンタルについて規定する。

2 役務概要

- (1) 施工場所：大分県由布市湯布院町川上（日出生台演習場）
- (2) 設置時期：令和7年6月14日（土）1300～1700
- (3) 使用期間：令和7年6月15日（日）～29日（日）
- (4) 撤収時期：令和7年6月30日（月）0900～1200
- (5) 施工内容

ア 施工場所①

60kVA発電機×1、分電盤×1の設置

イ 施工場所②

60kVA発電機×3（1台は予備）、分電盤×4の設置及び施設内への配線分岐ケーブル×24の設置、電光ドラム×24

ウ 配線図等別添参照

エ 配置図



3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施すること。
- (2) 施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工すること。損傷を与えた場合は、自衛隊担当者（以降、担当者）に報告し契約者の負担において速やかに復旧すること。
- (3) 隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、契約者が補償・賠償の責を負うこと。
- (4) 軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも担当者の指示により実施すること。
- (5) レンタル期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障については、契約者の負担にて速やかに対応すること。
- (6) 使用に際して不具合が発生した場合、レンタル期間中は土曜・日曜・祝日（昼夜）問わず、24時間体制で処置すること。
- (7) 不明な点は、担当者との調整の上実施すること。

4 特記事項

- (1) 発電機等の設置場所は、担当者の指示に従い設置し、配線ルート及び配線方法も同様とする。
- (2) 本図面で示している分電盤等は、標準でありメーカーの使用で相違が生じた場合は変更を認める。ただし、変更を実施する場合は担当者の承認を得ること。
- (3) 設置完了後、機能点検を実施した後、操作方法の説明を実施すること。

5 その他

- (1) この仕様書の内容等で疑義が生じた場合は、官側との調整するものとする。
- (2) 契約内容には、設置・撤収及び配線工事（分電盤まで）を含むものとする。

6 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第5施設団第3科 江口 琢郎

0942-72-3161 内線234